

議案第49号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(補助金の額)

第5条 略

2・3 略

4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が7億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき7億円を限度とし、分割して行うものとする。ただし、分割の回数が7回を超えることとなるときは、この限りでない。

5～7 略

別表第2（第5条関係）

略	
2 <u>県が定める安 定的かつ持続可 能な経済成長の ための計画にお いて県内で成長 が見込まれる産 業分野として位 置付け、戦略的</u>	次に掲げる額の合計額（10億円を限度と する。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当す る場合にあっては、投下環境有益固定 資産額を除く。以下この表において同 じ。）に、次に掲げる区分に応じそれ ぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知

(補助金の額)

第5条 略

2・3 略

4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとす
る。

5～7 略

別表第2（第5条関係）

略	
2 <u>次のいずれか に該当する事業</u> であって、知事 が特に認めるも の	次に掲げる額の合計額（10億円を限度と する。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当す る場合にあっては、投下環境有益固定 資産額を除く。以下この表において同 じ。）に、次に掲げる区分に応じそれ ぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知

に推進している
事業（特定製造
業を除く。）で
あって、知事が
特に認めるもの

事が認める工場等に関する事業（7
の項に該当するものを除く。）100
分の10

イ アに掲げる事業以外の事業のうち
海外の工場等の全部又は一部の移転
に伴う事業であって知事が特に認め
るもの（8の項に該当するものを除
く。）100分の10

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業
のうち特に著しい雇用の増加を伴う
と知事が認めるもの 100分の10

エ アからウまでに掲げる事業以外の
事業 100分の5

(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分
に応じそれぞれに定める率を乗じて得
た額

ア (1)のアからウまでに掲げる事業
100分の50

イ (1)のアからウまでに掲げる事業
以外の事業 100分の25

(1) 県が定め
る安定的かつ
持続可能な経
済成長の実現
のための計画
において県内
で成長が見込
まれる産業分
野として位置
付け、戦略的
に推進してい
る事業（特定
製造業を除
く。）

(2) 先進的な
技術を活用す
る事業
(3) 県内の資
源を活用する
事業

事が認める工場等に関する事業のう
ち7の項に該当しないもの 100分
の10

イ アに掲げる事業以外の事業のうち
特に著しい雇用の増加を伴うと知事
が認めるもの 100分の10

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業
100分の5

(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分
に応じそれぞれに定める率を乗じて得
た額

ア (1)のア及びイに掲げる事業
100分の50

イ (1)のア及びイに掲げる事業以外
の事業 100分の25

		(4) <u>著しい雇用の増加を伴う事業</u>
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） (1) 先進的な技術を活用する事業 (2) 県内の資源を活用する事業 (3) 著しい雇用の増加を伴う事業	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	
4 略		3 略
5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	4 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災
		投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）

害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの	る。)	害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの	る。)
略	5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	略

第2条 烏取県企業立地等事業助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
略		
コンテンツ・事務管理関連雇用事業	第2条第2号力に掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。
	第2条第4号イに掲げる事業	常時雇用労働者（県内転入者は、2人までとする。）が5人以上増加すること。

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
略		
コンテンツ・事務管理関連雇用事業	第2条第2号力に掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。
	第2条第4号イに掲げる事業	常時雇用労働者（県内転入者は2人までとする。）が5人以上増加すること。

その数を順次合
計した数の上限
を100とする。)

に50万円を乗じ
て得た額

(2) 略
(3) 略

(1) 略
(2) 略

備考 略

別表第2 (第5条関係)

略	
2 県が定める安 定的かつ持続可 能な経済成長の ための計画にお いて県内で成長 が見込まれる産 業分野として位 置付け、戦略的 に推進している 事業（特定製造 業を除く。）で	次に掲げる額の合計額（10億円を限度と する。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当す る場合にあっては、投下環境有益固定 資産額を除く。以下この表において同 じ。）に、次に掲げる区分に応じそれ ぞれに定める率を乗じて得た額 ア・イ 略

備考 略

別表第2 (第5条関係)

略	
2 県が定める安 定的かつ持続可 能な経済成長の ための計画にお いて県内で成長 が見込まれる産 業分野として位 置付け、戦略的 に推進している 事業（特定製造 業を除く。）で	次に掲げる額の合計額（10億円を限度と する。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当す る場合にあっては、投下環境有益固定 資産額を除く。以下この表において同 じ。）に、次に掲げる区分に応じそれ ぞれに定める率を乗じて得た額 ア・イ 略 ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 のうち特に著しい雇用の増加を伴う と知事が認めるもの <u>100分の10</u>

あって、知事が 特に認めるもの	ウ <u>ア及びイ</u> に掲げる事業以外の事業 100分の5 (2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分 に応じそれぞれに定める率を乗じて得 た額 ア <u>(1)のア及びイ</u> に掲げる事業 100分の50 イ <u>(1)のア及びイ</u> に掲げる事業以外 の事業 100分の25	あって、知事が 特に認めるもの	エ <u>アからウまで</u> に掲げる事業以外の 事業 100分の5 (2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分 に応じそれぞれに定める率を乗じて得 た額 ア <u>(1)のアからウまで</u> に掲げる事業 100分の50 イ <u>(1)のアからウまで</u> に掲げる事業 以外の事業 100分の25
略			略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に鳥取県企
業立地等事業助成条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金について適用し、同日前に同
項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の新条例の規定は、平成28年10月1日以後に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について適用し、同日前に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金については、なお従前の例による。